

国立大学法人東京外国語大学アジア
・アフリカ言語文化研究所中東研究
日本センター規程

(平成19年 9月13日)
規則第 65 号

改正 平成22年 2月12日規則第26号
平成27年 3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程第8条に基づき、中東研究日本センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、中東の政治・社会・文化に関する総合的学術研究拠点として、最新の研究情報の収集及び国際的ネットワークの形成と共同研究の推進並びに若手研究者の育成に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 センターは、レバノン共和国ベイルート市に設置する。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長は、教授会の承認を得て、研究所の専任教員の中から、所長が指名する。

4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期を超えることはできない。

5 センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 センター長に事故あるときは、研究所の専任教員のうちから、あらかじめセンター長の指名する者がその職務を代行する。

(センター諮問委員会)

第5条 センターの活動について、センター長が必要と認める事項について、国際的な視点から助言を得るため、センター諮問委員会を置く。

2 センター諮問委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) レバノン共和国等の学識経験者のうちから所長が委嘱した者 若干名

3 センター長は、センター諮問委員会を招集し、その議長となる。

(任期)

第6条 第5条第2項第2号の各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期を超えることはできない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、教授会の議を経

て、所長が定める。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成19年9月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。